

特別宿泊プラン

お宿 月夜のうさぎ



しまねっこのクーポン2枚付!
(利用日は、宿泊当日と翌日)

■旅行期日：令和4年6月13日(月)・15日(水) ※両日のみの特別企画です

■旅行代金：Welove山陰適用で **10,150円(1泊2食・税込)**

※ホテルまでの交通費は、含みません。各自でお越し下さい。(チェックイン15:00～。チェックアウト11:00)

※食べ放題・飲み放題付き ■募集人員：各日とも30名 ■2名様以上でお申込下さい



《Welove山陰適用条件》12歳以上の方は本人確認書類と①か②のいずれかの提示が必須です！

- ①ワクチンを2回または3回接種した証明書が写し ※島根県民以外の方は3回接種した証明が必要です
- ②PCR検査の陰性証明書等

国内旅行条件 (要約) ※お申し込みの際は必ずご確認ください。詳しい旅行取引条件書面は、別途お渡ししますのでお申し出下さい。

1. 本旅行条件書の意義... 本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める取引条件書面の一部となります。2. 募集型企画旅行契約... (1)この旅行は、当社が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。(2)旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、及び、当社旅行業約款募集型企画旅行契約(以下「当社約款」といいます。)によります。尚、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面があるコースについてはそれも含みます。(以下「最終旅行日程表」といいます。)

3. 旅行のお申込みと契約の成立時期... (1)当社にて、当社所定の旅行申込書に必要事項を記入のうえ申込書を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れられます。また、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込書を受領したときに成立するものといたします。(2)当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立していません。当社が予約の承諾を通知した日から当社の指定する日までに申込書の提出と申込金の支払が必要です。4. お申込条件...健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。当社は可能な合理的な範囲でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。5. 旅行代金に含まれるもの... (1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎり エコノミークラス)・宿泊費、食料代、入場料・拝観料等)及び消費税等諸税。(2)添乗員が同行するコースにおける添乗員経費(3)その他パンフレットにおいて旅行代金に含まれていないもの。上記費用はお客様の都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。6. 旅行代金に含まれないもの...前項の(1)から(3)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。(1)超過手荷物料金(規定の重量、容量、個数を超える分について)(2)空港施設使用料(3)クリーニング代・電報料・電話料、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。(4)ご希望者のみ参加されるオプションツアー料金(5)運送機関が課す付加運賃・料金(例：燃油サーチャージ)但し旅行代金に含めた場合を除く

6. 自宅から発着地までの交通費・宿泊費

7. 旅行契約内容の変更...当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当社の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためのやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかな当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは変更後にご説明いたします。8. 旅行代金の額の変更...当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。(1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金の増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にある日より前にお客様に通知いたします。(2)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が増える旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由により当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。9. お客様の交替...お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。この際、交替に要する手数料等の所定の金額をいただきます。10. 取消料... (1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には取消料をいただきます。また宿泊を伴うコースで一緒(同室)にご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。(2)旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料を支払っていただきます。(3)お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料を収受します。

旅行契約解除の時期	取消料
国内 旅行出発日の前日から起算して21日前まで	無料
旅行 出発日の前日から起算して20日前まで	旅行代金の 20% (※日帰り旅行にあっては10日目)
に係 旅行開始日の前日から起算して7日前まで	旅行代金の 30%
取 旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
消 旅行開始当日(旅行開始前)	旅行代金の 50%
料 旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

《旅行企画・実施・申込》東京都知事登録旅行業第2-7745号国際医橋株式会社
島根営業所 〒699-0722島根県出雲市大社町北荒木854-3 出雲観光タクシー内
TEL0853-25-7201FAX0853-53-6020 旅行業務取扱管理者 宇都宮 陸登

《企画協力》有限会社出雲観光タクシー
〒699-0722島根県出雲市大社町北荒木854-3
TEL0853-53-6010FAX0853-53-6020